

保育所・認定こども園（2号認定のみ）を利用する 3歳児クラスから5歳児クラスの保護者の皆さまへ

令和元年10月1日から、3歳児クラスから5歳児クラスのお子さまの保育料が無償化となりますが、給食費は無償化となりません。

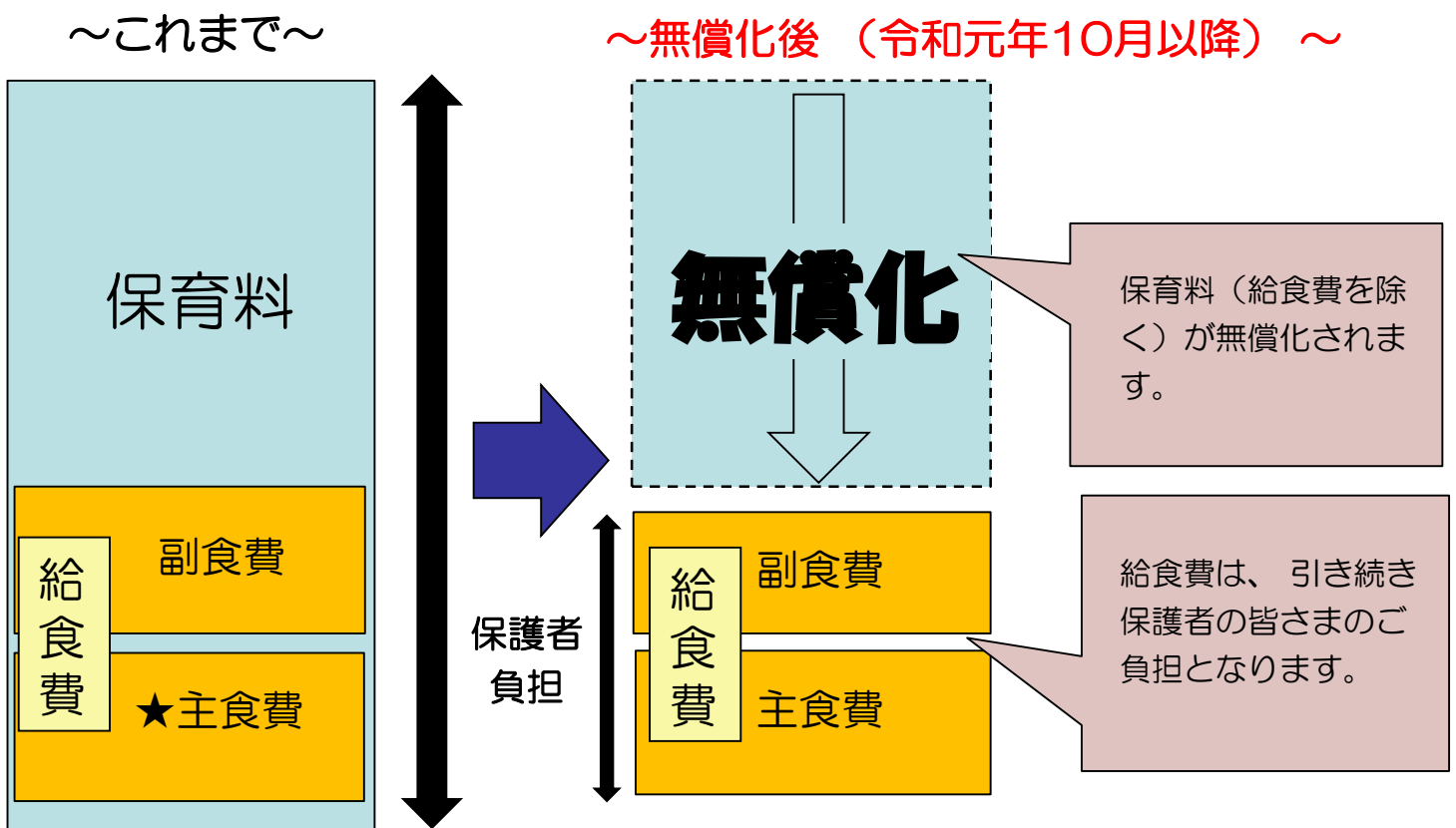
各施設の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。



これまで保育料の中に、給食費（主食費：ごはん、パン、麺類等、副食費：おかず、おやつ、牛乳、お茶代等）が含まれており、保護者の皆さまには保育料の一部として、給食費をご負担いただいております。

このため、各施設を利用する保護者も、自宅で子育てを行う保護者と同様に、無償化後も引き続き、給食費は保護者の皆さまのご負担となります。

※世帯の収入や多子世帯の状況に応じて給食費が免除される場合があります。
(別紙 No.8、No.9)



★主食費については、これまで志木市内の保育所においては、市独自の政策により保育料の一部としてきました。認定こども園や他市の保育所に通園されている方については、徴収されている場合があります。

《現在の給食費について》

志木市においては、給食費については、**主食費分**（ごはん、パン、麺類等）、**副食費分**（おかず、おやつ、牛乳、お茶代等）ともに園にお支払い（保育所は市を経由）いただいております。

《無償化後の給食費について》

保育料は無償化されますが、給食費については、引き続き保護者の皆さまにご負担いただくことになります。

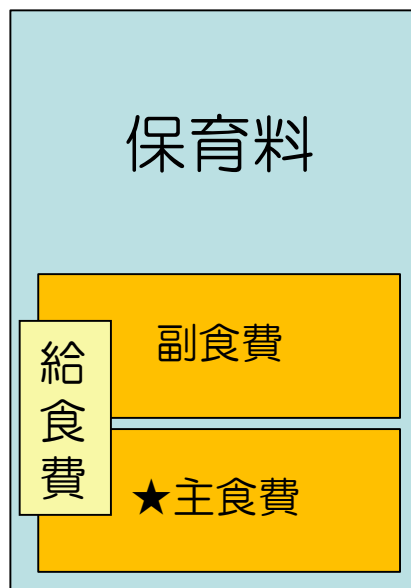
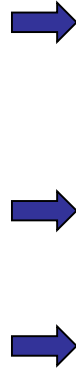
無償化後は、給食費は**直接園にお支払い**いただくことになります。

ご理解・ご協力をお願いいたします。

～これまで～



保護者の皆さま



市を経由
(保育所利用の場合)

志木市



園に直接
(認定こども園利用の場合)



保育所または認定こども園

～無償化後（令和元年10月以降）～



保護者の皆さま



市や園への保育料の支払いは不要になります。

給食費の金額は、施設ごとに異なります。

園に直接



保育所または認定こども園

《問い合わせ先》

志木市健康福祉部子ども家庭課（電話：048-473-1111 内線2448）